

平成21年2月20日

株式会社日本政策金融公庫

小規模企業向け「挑戦支援融資制度(劣後ローン)」の取扱いを開始

～劣後ローンで中長期的な新規事業に取り組む中小企業者への支援を強化～

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)は、地域経済を活性化させる事業に取り組む小規模企業の皆さまへの支援を一層強化するため、平成21年2月23日(月)から「挑戦支援融資制度(劣後ローン)」の取扱いを開始します。

本制度は、劣後特約(※)を有するなどの特徴があり、民間金融機関からの円滑な資金調達が期待できます。

また、返済期間10年(税務申告を2期終えていない方は7年)の期限一括返済となっており、例えば経営革新計画の承認を受けて新事業を立ち上げたものの、事業が軌道に乗るまで数年の期間が必要で元金の割賦払いをする余裕がない方などにご利用いただきやすくなっています。

なお、中小企業向けの劣後ローンについては、平成20年4月から中小企業事業において、新規事業や企業再建に取り組む方を対象として既に取り扱っていますが、平成20年度2次補正予算で貸付枠を大幅に拡大し、支援体制を強化しています(制度名:「挑戦支援資本強化特例制度」。別紙参照)。

日本公庫は、中長期的な事業計画を策定し、地域経済を活性化させる事業に取り組む中小・小規模企業の皆さまを本制度により積極的に支援していきます。

(※)劣後特約とは、ご融資先において法的倒産手続の開始決定が裁判所によってなされた場合、本制度を適用した融資の償還順位が他のすべての民間金融機関等の融資に劣後する特約です。

融資対象者	○技術・ノウハウ等に新規性がみられる方 ○経営革新計画の承認を受けている方、認定を受けた新連携計画に参加している方、中小企業地域資源活用促進法や農商工等連携促進法に基づく認定を受けている方
融資限度額	2,000万円以内(税務申告を2期終えていない方は1,000万円以内)
融資期間	10年(税務申告を2期終えていない方は7年)
返済方法	期限一括返済(毎月、利息払いで最終回に元金一括返済)
担保・保証人	無担保・無保証人
利率	5.3%(固定金利)
その他	地域経済の活性化にかかる事業を営む等の要件があります。

参考

中小企業向け劣後ローンについて

＜挑戦支援資本強化特例制度(劣後ローン)の概要(中小企業事業)＞

融資対象者	○直接貸付において、新企業育成貸付又は企業再生貸付(一部の制度を除く。)を利用される方で、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果(新たな雇用又は雇用の維持)が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方
融資限度額	2億円
融資期間	15年
返済方法	期限一括償還(毎月、利息払いで最終回に元金一括返済)
担保・保証人	無担保・無保証人
利率	貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、9.95%、5.30%、0.40%の3区分の利率が適用されます

(※)本特例による債務については、金融検査上自己資本と看做することができ、また、法的倒産手続の開始決定が裁判所によってなされた場合は他の債務に劣後する等の特徴を有します。

以上